

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	南成田地区 (南成田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、高齢化に伴い、担い手不足が深刻化していることから5年後には耕作放棄地が増加する懸念がある。また、中山間地域のため、今後水利の確保が耕作に影響を及ぼすことが考えられる。

地域内の農地は法面が多く、草刈り作業を含めた地域資源の維持管理に労働力が必要であり、今後は町内外から農地の借り手を受け入れながら農地の保全方法を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在地域内では、水稻を中心に作付けし、一部で露地野菜を作付けしている。今後も継続して取組む予定であるが、担い手が減少していくことが考えられるため、農地の利用のあり方や農道や水路、畔などをどのように管理していくか考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
新規で農地の貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ、農業協同組合等の支援サービスへの委託は検討していない。今後も自作を継続する上で、水の確保や排水設備を整備する仕組みがあれば利用したいと考える。また、高齢化による担い手不足を補うためにも、農業機械に頼りながら取組みたいと考えるため、農業機械への補助率が上がることを期待する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--